

学校法人銀河学院教育環境整備事業 ご寄附のお願い

学校法人 銀河学院  
理事長 門田 雄一郎

1 趣 旨

本学園は、少子化・グローバル化の進展など社会環境が目まぐるしく変化する中、児童生徒一人ひとりが大きな夢と高い目標を持ち、予測困難な社会をたくましく生き抜いていくための人間力を育むことを目ざしています。そのために、建学の精神に基づき学力はもとより、心の豊かさ、調和を大事にし、五つの実践もしながら、より良い教育環境づくりと有意義で充実した学校生活の実現に向けて、日々の教育活動を進めています。

その活動を支える資金は、保護者の皆様の授業料等の納付金、国や県・市からの補助金などが中心ですが、より一層の教育充実のためには、皆様のご支援が欠かせません。

つきましては、次の使途にご賛同いただける多くの方からのご寄附を心からお願い申し上げるものです。

○使 途

- (1) 教育研究用の施設設備の整備及び充実に充当する。  
(今年度の主な整備予定 体育館の空調設備（済）、グラウンドの人工芝等)

(2) 文化・スポーツ振興活動（全国大会出場等）に要する経費に充当する。  
    今年度 全国大会出場実績 （団体）女子バレーボール部、（個人）ローイング競技  
                  （ボート）、陸上競技部 男子ハンマー投、男子円盤投、女子 3,000m  
    全国大会出場決定 女子駅伝チーム（12月21日（日）京都市）  
                          女子バレーボール部（1月5日（月）～ 東京都）

(3) 学校法人銀河学院創立50周年記念事業等に充当する。

(4) 寄附者指定の事業や活動に充当する。

## 2 お願いしたい寄附

- (1) 個人: 3,000円以上 (2) 法人: 10,000円以上 ※金額にかかわらずお受けします。

### 3 寄附の方法

(1) 銀河学院の口座へお振り込みいただく場合

振込先口座は、次のとおりです。

○広島銀行 福山営業本部 / 普通預金 3663010  
口座名義 学校法人銀河学院 ガク) ギンガガクイン

ゆうちょ銀行

振込口座 01380-2-105823

口座名義 学校法人銀河学院 (ガッコウホウジンギンガガクイン)

※振込手数料は、振込人様のご負担となりますのでご了承ください。  
※必ず「専用申込書」をご提出ください。（メール、FAX、郵送など）

### (3) 習合による寄附の場合

現金による前附の場合  
別紙「寄附申込書」ヒ合わせて銀河学院事務室へお持ちください

※平日 午前9時から午後4時までの間にご来校ください。

#### 4 税制上の優遇措置

就労上の優遇措置  
この審附については、優遇措置を受けることができます

6

お問合せ先 学校法人銀河学院 事務室（担当 作田、木村）  
〒721-0921 広島県福山市大門町大門 119-8  
TEL 084-941-9292 FAX 084-941-7142  
メール：info@ginga.ac.jp

## 税制上の優遇措置

学校法人銀河学院へのご寄付については、税制上の優遇措置を受けることができます。

### 1 個人の場合

個人からのご寄付については、所得税法に基づき、「税額控除」または「所得控除」のいずれか一方を選択し、確定申告をすることで優遇措置を受けることができます。

#### (1) 税額控除

年間 2,000 円を超える額の寄付を行った場合に、その年に納めるべき所得税額から一定の金額を控除することができる制度です。寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除できるため、小口の寄付にも減税効果が大きくなります。

(年間の寄付金合計額 - 2,000 円) × 40% = 寄付金控除額 (所得税額から控除されます)

※ 年間の寄付金合計額は総所得金額の 40%相当額が限度、寄付金控除額は、所得税額の 25% が限度。

※ この制度を利用する場合、本学園が発行する「寄付金領収証」と「税額控除に係る証明書(写)」が必要となります。入金を確認次第、速やかにお送りします。

#### (2) 所得控除

年間 2,000 円を超える額の寄付を行った場合に、総所得金額から一定の金額を控除することができる制度です。所得控除を行った後に所得税率を乗じるため、総所得金額に対して寄付金額が高額である場合に、減税効果が大きくなります。

年間の寄付金合計額 - 2,000 円 = 寄付金控除額 (総所得金額から控除されます)

※ 年間の寄付金合計額は総所得金額の 40%相当額が限度。

※ この制度を利用する場合、本学園が発行する「寄付金領収証」と「特定公益増進法人であることの証明書(写)」が必要となります。入金を確認次第、速やかにお送りします。

### 2 企業・法人の場合

企業・法人からのご寄付については、法人税法に基づき、当該事業年度の損金に算入することができます。

#### ○ 特定公益増進法人に対する寄付金

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、損金に算入することができます。

##### 【損金算入限度額】

= (資本金等の額 × 事業年度の月数 / 12 × 0.375% + 当該年度所得金額 × 6.25%) × 1/2

※ この制度を利用する場合、本学園が発行する「寄付金領収証」と「特定公益増進法人であることの証明書(写)」が必要となります。入金を確認次第、速やかにお送りします。